

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について

令和6年4月24日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」といいます。）によるグリーン社会の実現に向けた取組を更に後押しすることを目的として、令和5年3月31日に策定した「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）を改定しました（[別紙1](#)を参照してください。概要版については[別紙2](#)を参照してください。）。
- 2 グリーンガイドラインについて、公正取引委員会は、継続的に見直しを行うことを表明しています。また、令和5年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」が、同年11月には、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が、それぞれ閣議決定され、グリーンガイドラインについて更なる明確化を行うことが、政府の方針として明記されました。そこで、公正取引委員会は、具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、本年2月15日に改定案を公表し、同年3月18日を期限として、関係各方面から広く意見を募集しました。その結果、13件の意見が提出され、提出された意見等を踏まえて改定案を一部変更した上で、改定成案とすることとしました（改定案からの新旧対照表については[別紙3](#)、提出された意見の概要及びそれに対する考え方については[別紙4](#)を参照してください。）。
- 3 公正取引委員会は、競争環境の不確実性が高い中で事業者等の個別の取組が生じてくることから、今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、事業者等や関係省庁と対話しながら、継続的にグリーンガイドラインの見直しを行ってまいります。また、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、グリーンガイドラインに照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行ってまいります。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
	電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp